

三次市教育委員会議案 35号

平成21年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第5条及び第11条の規定により、障害のある児童生徒の就学及び措置換えについて、別紙のとおり提案する。

平成20年12月18日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基